講演会『チェルノブイリから学ぶ～法律と現地報告～』

2016年８月２０日（土）

午後１時３０分～午後４時３０分

於・千葉県弁護士会館３階講堂

参加費・無料

講演・尾松（おまつ） 亮（りょう）氏

（関西学院大学災害復興制度研究所研究員）

『チェルノブイリ法、日本との政策の違い』

【講師・略歴】
1978 年東京都生まれ。2000 年埼玉大学教養学部卒業。03 年東京大学大学院人文社会系研究科修士課程修了。株式会社現代経営技術研究所主任研究員、株式会社地域開発研究所リサーチャーなどを経て、16 年より現職。著書に『3.11 とチェルノブイリ法 再建への知恵を受け継ぐ』、共著に『原発事故 国家はどう責任を負ったか ウクライナとチェルノブイリ法』など。

報告・藤原（ふじわら） 寿和（としかず）氏

（千葉県放射性廃棄物を考える住民連絡会事務局長）

『チェルノブイリ、現地からの報告』

【　質　疑　討　論　】質疑・参加者との意見交換など

【開催趣旨】東京電力福島第一原子力発電所の炉心溶融・水素爆発事故から５年。この未曾有の事故でまき散らされた放射性物質による健康被害等の危険と恐怖は止むことがありません。いまだに 10 万人が放射能汚染地からの避難を余儀なくされています。汚染地の復興は遅々として進まず、被害者・避難者への賠償も十分ではありません。福島原発事故により「ふるさと」を喪失させられた被害は回復が極めて困難です。こうした復興や被害回復が進まない原因は、法律の不備にあります。原子力災害史上最悪のチェルノブイリでは、「チェルノブイリ法」という被災者保護の法律が制定され、30 年経った現在も国家が補償を続けています。時が経つほどに、日本との違いが明らかになっています。本シンポにおける講演と報告を通じて、被災者救済の道を探ります。

【会場案内】

・JR 千葉駅から徒歩約 15 分
・京成千葉中央駅から徒歩約 7 分
・千葉都市モノレール県庁前駅から徒歩約 3 分
・中央三丁目バス停から徒歩 4 分（JR 千葉駅東口バス停⑦番又は①番より）
・中央四丁目バス停から徒歩 3 分（JR 千葉駅東口バス停②番，③番，④番，⑤番より）

主催・千葉県弁護士会

連絡先・千葉県千葉市中央区中央4-１３-９

電　話： 043-227-8431

協力団体・千葉県放射性廃棄物を考える住民連絡会